

議会運営委員会

平成29年9月26日（火曜日）午後14時30分開会

出席委員（8名）

委員 長	吉 成 伸 一	副 委 員 長	相 馬 剛
委 員	森 本 彰 伸	委 員	佐 藤 一 則
委 員	大 野 恭 男	委 員	鈴 木 伸 彦
委 員	齋 藤 寿 一	委 員	中 村 芳 隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長	君 島 一 郎	副 議 長	山 本 はるひ
-----	---------	-------	---------

説明のための出席者（なし）

市 長	君 島 寛	副 市 長	片 桐 計 幸
総 務 部 長	伴 内 照 和	総 務 課 長	田 代 幸 士
総 務 課 長 補 佐	高 久 修	行 政 係 長	鈴 木 正 宏

出席議会事務局職員

事 務 局 長	石 塚 昌 章	議 事 課 長	増 田 健 造
議 事 課 長 補 佐 兼 議 事 調 査 係 長	福 田 博 昭	書 記 室	井 良 文
書 記	磯 昭 弘		

議事日程

1. 開 会
2. 挨拶
 - ・ 委員長
 - ・ 議長
 - ・ 市長
3. 協議事項

(1)第4回那須塩原市議会定例会における追加提出案件について

○市長提出案件 1件

・報告案件 1件

(2)質疑、質問について

(3)タブレット端末等の導入に関する検討について

(4)議会基本条例の検証について

(5)その他

4. その他

5. 閉会

開会 午後14時30分

◎開会の宣告

○石塚事務局長 では、皆さん、お疲れのところ大変ありがとうございます。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。



◎挨拶

○石塚事務局長 初めに、委員長からご挨拶があります。

○吉成委員長 午前中からそれぞれさまざまな会議が入ってまして、先ほどは全協ということで大変お疲れの中、本日議会運営委員会ということでお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

本来、本日は我々議会運営委員会の中での議事が幾つかありましたので、それらの議題に対して皆さんと意見交換をやるというのが当初の予定でしたが、市長のほうから追加議案を出したいという依頼がございまして、それを受けて、この後も市長のほうから説明いただくわけですが、定例の記者会見が2時半から今入っているそうです。駆けつけ次第、今回は報告案件ということなんです。それらの議題を審議したいと思っておりますので、それまでは議会運営委員会側の議題について協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○石塚事務局長 ありがとうございます。

続いて、議長からご挨拶をお願いします。

○君島議長 皆さん、本日は早朝より会議続きで大変ご苦労さまです。

本来はきょう、今委員長のほうから話がございましたとおり、議会側の議会運営委員会の中の協

議事項だけということでしたが、執行部のほうで、はっきり言わせてもらうと手落ちがあったというような形になるかと思いますが、そういった形で、本来は定例会前の議運の中で協議しておくのに了解をとっておくべきものをしていなくて、今回、幸いなことに議会運営委員会のほうで協議をするということなので、そこに追加になるということでございますので、本来の予定しておりました議会運営委員会で、本来予定しておりましたご協議をいただいて、その中間に執行部のほうの議案の説明を受けたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○石塚事務局長 ありがとうございます。

先ほどの、委員長からお話ありましたように、途中で市長初め執行部が同席する予定であります。着き次第市長から挨拶をいただき、執行部のほうに切りかえるような形になって進めるようになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



◎協議事項

○石塚事務局長 それでは、3の協議事項から委員長のほう、よろしくお願いいたします。

○吉成委員長 それでは、協議事項、早速入ってまいります。

(1)は市長が来てからやりますので、(2)の質疑、質問についてということで、皆さんのお手元に資料を配付させていただいておりますが、説明のほうは福田補佐をお願いします。

○福田議事課長補佐 (質疑について説明。)

○吉成委員長 今、補佐のほうから見解についてA並びにBということで、今回資料として提出をさせていただいております。

那須塩原市議会会議規則には明確に、この55条にうたっているとおり1項、2項、3項というふうになっています。その中で特に3項に関しては、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることはできないと明確に規定をしております。とはいっても、その中でやはりここから多少外れた質疑をされるようなことも見受けられますし、また今回改めてこの質疑、この後には質問に関して、また皆さんで勉強していきたいと思いますが、新人の方も6人ほどふえたという経緯もあります。各会派でぜひともきょうのこの質疑並びに質問に関する議会運営委員会としての共通認識と、それから勉強をやったことに対してはまた伝えていただきたいという思いも込めて、この議題としておりますので、その点もご理解いただければと思います。

では、今の見解A、それから見解Bに関しましてご意見がある方はお願いいたします。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 では、続きまして、質問について同じく補佐のほうから説明をお願いします。

○福田議事課長補佐 (質問について説明。)

○吉成委員長 よろしいですか。

今質問についてということで説明をいただきました。対象、範囲、それから朗読、資料の引用、文献資料の引用ということで2点にわたって説明いただきましたが、市政一般質問、代表質問もそうですけれども、質問については昨年の議会運営委員会における研修会の中の中村健先生のほうから、一こま、この質問に対する講義を受けています。ですから、一期生じゃない方は当然研修会出席されていればその内容等々は資料も含めてご存じだと思います。その中で今回に関しては質問の

中で対象範囲と、それから文献資料等の朗読についてを2点にわたって抜き出してお示しをさせていただいております。これらについて何か皆さんのほうからございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今、中村先生の話も出ていたので、ちょっと確認だけしたいと思うんですけども、例えば一つ、消防、広域です。それから社会福祉協議会、それから、例えば公社、ありますよね、公社とか、それから出資しているシルバー的なのは、この中の、この矢印、資料のイメージの中の矢印のどこかに入るのか、質問できるかできないかというのはちょっとここで少しわかれば判断いただけると、今後の質問の役に立つかな、判断に役立つと思います。

○吉成委員長 補佐。

○福田議事課長補佐 このイメージ図でいいますと、シルバー人材センターなどにつきましてはこの右側の下の地方公社の業務ということで、基本的にはバツでございますけれども、その下に公社等の事務であるけれども出資、市のほうからも出資していますので、その出資や債務保証の適否、それから市長の監督権の行使の状況などについてはできるというようなことで、シルバーについてはこういったところに当てはまってくるかなということで考えております。

○吉成委員長 これ社協についても同じ扱いですか。

○福田議事課長補佐 はい、同じです。

(「社協」と言う人あり)

○吉成委員長 これまでも、実は社協に対する一般質問等は何度か出てきているかと思います。質問に対して、最初の答弁はしてもらいますけれども、再質問に対しては、それは社協ですので直接執行部との関係でいえば関係がありませんので、そのお答えは差し控えさせていただきますと、そうい

った事例はこれまで何度か私が見てきた範囲でも経験はしてきています。

そのほかにございますか。

○鈴木委員 まだ消防、それから公社、これも回答ほしいんですけども。

○吉成委員長 具体的に一部組合ということになります。

補佐。

○福田議事課長補佐 消防につきましては、一部事務組合ということになりますので真ん中のバツというところに当てはまっております。

○鈴木委員 一切できないの。

本当はそのほかに社協、あ、社協答えてくださった。あと何だっけ、公共施設事務組合みたいのありますよね、それは社協とシルバー人材と同じということで右下の範囲内に限ってできると。

そうすると消防に関しては、その中村先生の話が出てきたんですけども、中村先生はどんどんすべきだというような話だったけれども、那須塩原市の中だけの消防であれば当然いいかなと思ったんです。3市町の共同の公社ですよ。広域事務組合。そこについてはこれに該当して、中村先生、それを踏まえた上で質問できるんだよと言っていたような気がするんですけども、この資料でいうとだめなんですね。ちょっとはつきりさせてもらいたいんですけども。はつきりというか……。

○吉成委員長 課長。

○増田議事課長 先ほど、補佐が質問の1ページの中段に基づき説明をさせていただきましたが、下線が引いてある3行目の、また一部事務組合等で共同処理に関する事務及び国が処理している事務に対して質問することは当該市町村の事務ではないので法的に認められない。要は市長の意思決定ができないものは質問できないというふうに解さ

れるというふうに考えております。

先ほど、鈴木議員がおっしゃった消防署の用地等につきましては……

○鈴木委員 言ってないよ、何も。

○増田議事課長 用地じゃなかったんですたっけ。

○鈴木委員 全然違う。

○増田議事課長 すみません。

消防署につきましては、消防議会のほうで基本質問できるということになるかと思いますが、仮に敷地なんかがあった場合には、それは消防組合から、那須塩原市内に消防署をつくるんで、市のほうで探してくれということ消防署のほうから言われているので、市長が土地を探しているというような形になるものというふうに考えております。

○吉成委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今言ったの、ちょっと私が質問の仕方が悪いのかなと思うんです。そういうことを言っているんじゃないくて、基本的に一般的な消防署の、何ていうんだろう、事務的な運営のことを質問できるのかということで、そういうことは含まれるのかもしれないけれども、そういう細かいところを聞いているんじゃないくて質問自体ができるのかということで、もう一つ言えば、広域で扱っているのは、屠殺場もあったと思うんです。私質問したことがあって、前の事務局長は質問できないわけではないというようなことがあったんでさせていただいていましたけれども、確かに事務組合、他事務局であったり、それからそこに那須塩原市からとか選任された議員がいるところに対して、那須塩原市が質問することがどういう考えになるのかなというのはちょっと私の中でもちょっと疑問なところがある。だから、そこが、やっぱりきちんと皆で判断ついていけばいいのかなと。

中村先生はしてもいいという、どんどんしなさ

いというような発言があったのでそういうふう
に思ったんですけれども、これだとできないと書い
てある書類も出てきたので、中村先生がそういう
ふうに関連した指導とかを私たちにしていたこと
にもなってしまいますので、それも精査したいなど、
ここで精査できたらなという、ちょっと確認とつ
てください。

○吉成委員長 もう一度1ページのほう、対象、そ
れから対象範囲ということで、棒線の部分があっ
たり波線もあったりしますけれども、単純に考え
て、下の国道であったり、それから新幹線の反対、
賛成、特に自衛隊の基地、米軍基地等々とそうい
ったものは所管外だからできないと書いてありま
すよね。ただ、その下の、それはということから
書いてありますけれども、地域住民の生活に重
大関係があつてのことで市政と関係が密接である
というこの部分をどう解釈するかということが
大きいんだと思うんです。仮に直接的なかわり
が、ここでいうところのないとしたとしても、そ
れが我々の生活に、市民の生活に直接かわると
いうことであればここではそういう解釈もでき
るという表現になっているんじゃないかなというふ
うに思います。ただ、このイメージ図のほうを見
ると明確にパッテンのところがあつて、でも、な
おかつその下にはマルもあるというふうになっ
ていますので、そこはここの一部を読んで、理解
するということがかなというふうには思います。

ほかどうですか、この件に関してご意見。それ
から解釈の違い。

○鈴木委員 もう一回いいですか。

要するに、消防の事務内容については、質問は
だめなんですか。

〔「団ならいいですよ」と言う人あり〕

○鈴木委員 団ですか。

〔「消防団」と言う人あり〕

○鈴木委員 団じゃなくて、いや、団の話言ってい
ません。常備のほうの話。

要するに広域というのは消防と屠殺と何かある
んですよね、ごみ処理施設関係の。

〔「広域は広域だし……」と言う人あり〕

○吉成委員長 一部事務組合。

○鈴木委員 だから、そこに対して基本的に質問で
きるのか、中村先生の見解からするとやりましょ
うと言っていたけれども、当時の事務局長は……。

〔「言っていないよ」と言う人あり〕

○吉成委員長 ちょっと待って。

ありますか、見解。

じゃ、課長。

○増田議事課長 これについては、総務課にも確認
しておきたいと思っておりますけれども、常備消
防費というのは組合に対しての負担金、要は消防
組合で3つの市町で共同事務を行うための負担金
を計上してあります。非常備消防費はこの市町村
固有の消防ポンプ車とか、あとは詰所とかそうい
ったものについて市町村で予算立てしております。

非常備消防については私多分質問できる範囲で、
常備消防は消防組合で行うものの負担金を払っ
ているものですので、私今思いつくのはそういうと
ころなんですけれども、この後間違つたことを議
員さんに説明するのはいけないことだと思ってお
りますので、そこら辺の見解を調べてこの次の議
運あたりでご報告したいなと思います。

○吉成委員長 じゃ、今課長のほうからそういう説
明がありましたので、明確にどういう判断基準、
扱いになるかということは、次の議運の中でご報
告させていただくということにしたいと思いた
すがよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような扱いとさせていただきます。

じゃ、これについては以上でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、(2)を終了し、市長が記者会見終わって入れる段階になったということですので、ここで暫時休憩といたします。

市長が入り次第また会議を再開したいと思えます。

休憩 午後15時00分

再開 午後15時06分



◎市長挨拶

○吉成委員長 それでは、市長、そして執行部の皆さんが出席をされましたので、ここで市長からご挨拶をお願いいたします。

○君島市長 わかりました。

改めまして、こんにちは。

本日は、議会最終日を明日に控えて大変お忙しい中、議案の追加提案の関係から、改めまして平成29年第4回那須塩原市議会定例会に係ります議会運営委員会の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回、追加の議案といたしましてご提案を申し上げますのは、専決処分の報告案件が1件でございます。このあと総務部長から説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。



◎協議事項

○吉成委員長 それでは、(1)第4回那須塩原市議会定例会における追加提出案件についてを議題といたします。

今定例会に追加案件として提出されるのは、市長提出として報告案件1件であります。案件の内容について執行部より説明をお願いいたします。

部長。

○伴内総務部長 それでは、ご説明を申し上げます。

○吉成委員長 着座でどうぞ。

○伴内総務部長 (追加提出案件について説明。)

○吉成委員長 説明をいただきました。

質疑等はございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それではお諮りいたします。

追加で提出される案件につきましては、議案として取り扱い、報告案件でありますので報告を受けるとすることによろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、その他に入ります。

執行部から何かございますか。ありませんか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○吉成委員長 委員からその他で何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

それでは、執行部の提出に関しましては以上で協議を終了とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

それでは、協議事項の(3)に移ってまいりたいと思います。

タブレット端末等の導入に関する検討についてということで、前回もタブレット端末等の導入については近隣の市町、市議会等の状況なんかも皆さんにお示しをして意見交換をしたところでありますが、各会派でこれについては意見をまとめて

きていただいて、本日それぞれの委員の方々からご意見をいただければと思っております。

では、このタブレット端末等の導入に関する検討について、那須塩原クラブのほうからでよろしいですか。

じゃ、副委員長のほうから。

副委員長。

〔「委員長、先に報告が。情報の……」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい、失礼しました。

じゃ、これについては執行部のほうの考え方も前回もお示しはしているんですけども、それらについて改めて情報を得ているということですので事務局のほうから。

増田課長、お願いします。

○増田議事課長 導入時期と予算について確認をさせていただきます。

企画部と導入時期について、最速で導入できる時期はいつごろかということを伺いましたところ、この前も話しましたように30年には地域情報化計画を策定する関係があるので、31年の早い時期、6月議会は可能かということを知りたいんですが、最速でやはり9月議会からの導入を考えているということでした。

それと、無線LAN、Wi-Fiについては、4階全部整備すると200万程度の予算がかかる。

以上の2点を確認してあります。

以上です。

○吉成委員長 ありがとうございます。

執行部側はそのような考えだということで、前回も31年というような話は出ておりましたので、その考え方、計画は変わらないということだと思えます。

それでは、各会派のほうの意見をまとめてきていただいておりますので、まず那須塩原ク

ラブ相馬副委員長のほうからよろしいですか。

○相馬副委員長 はい。

○吉成委員長 じゃ、お願いします。

○相馬副委員長 では、那須塩原クラブの協議の結果についてご説明を申し上げます。

まず、本題でありますタブレット端末の導入についてということですが、タブレット端末はできるだけ早い時期に導入をしていただきたいというようなことをお願いしていこうということになっております。

そのタブレット端末を含めた全ての那須塩原市議会のいわゆるICT化というものについて進めていったほうがいいであろうと、全てを含めてです。進めていっていただきたほうがいいであろうということで、まずタブレット端末については現状で議場へ、それから各委員会室に持ち込みを認めていただけるようにしていただきたいと。

それから、Wi-Fiの環境については、この本会議場、それから委員会室、議員控室と4階の中、4階の整備についてはこれもできれば平成30年度に導入できるようにWi-Fiの整備をしていただきたいというふうな要望をしていこうということになっております。

そのほか、全てのICT化を図るという面については、恐らく議事録と現在の動画の連動等も全ての視野に入れたICT化を目指していただきたいということに至るわけでございますけれども、できるだけ早目にそれを進めていただきたいということもありますので、タブレット端末、それからスマートフォン等だけではなくて、電子採決、今現状の本会議場のシステムで電子採決ができるシステムがございますので、それも速やかに導入していただきたいと、そういう結論になっております。

以上です。

○吉成委員長 じゃ、続いて、その流れからいくとうちになるのかなと思いますので、公明クラブのほうの考え方を述べさせていただきます。

タブレット端末等の導入に関しましては、執行部側が平成31年ということをおっしゃっていますので、執行部側と呼吸を合わせて導入したほうがいいだろうというふうな結論に達しています。

ただし、現在でも今のこの委員会でもそうですし、それから本会議場でもそうですけれども、特にスマホに関しては本来は持ち込まないという約束事にはなっていますけれども、多くの議員が持ち込んでいます。悲しいことかなたまに開いている方もいるのも現状です。そういったことを考えると、自分の持ち物でありますから、明確なルールをつくって、この端末に関してはタブレットも、それからPCに関しても、そしてスマホ、携帯電話に関しても持ち込み可能にすると。可にすると。そのかわり、そこには幾つかの遵守事項をしっかりと決めると。で対応していくというのが一番現実的じゃないか。

仮に、タブレット持っている方が当然利用することになれば、今後全員がタブレットを利用するという際にも非常になれている、使いやすいとか、そういったところもなれてきていますから、そういうことを考えると、うちの会派としては現状自分の持っているものを持ち込むことは可、そのかわり明確な規定をつくるということで意見の一致をみています。

以上です。

じゃ、続いてどうですか。

大野委員。

○大野委員 すみません、敬清会のほうで、基本的にタブレットのほうには賛成です。事務局のほうからご説明あったように31年度最速だというので、そこで合わせて入れればいいんじゃないかなと。

個人のスマホ、例えば携帯とかタブレット、その件については、すみません、ちょっと話ししてこなかったものですからお答えできないです。すみませんでした。

○吉成委員長 じゃ、執行部側と同じ31年同時導入でいいだろうという結論だということですね。

○大野委員 はい。

○吉成委員長 じゃ、志絆のほうお願いします。

○鈴木委員 今お話を聞いた中だと、那須塩原クラブに近いと思うんですけども、執行部に合わせるのではなくて、できる範囲ですけれども早くてもいい。それは当然早ければ早いうちがいいですから、完璧になるように待ってからやるんじゃなくて、多少完璧じゃなくてもできるもの、特にWi-Fiとタブレットは早めに支給してもらえればいいんじゃないかなと。使いなれるであろうと。

今ちょっと出ていた個人について、携帯なんかについては、自分、個人的には使わないようにしていようかなと思ってはいたんですけども、結構使っている人見るんで、見るのは何かというと条例とか、それから他の資料を見るときに手持ちがない資料調べたり、私もネット見ているのをとめることはないなと思っていたりもするので、ここは公明さんと似ているかもしれない、規則は決めるなら、持ち込みはある程度そういった議会に係るような資料を取り込むということはやぶさかではないんだと、いいんじゃないかと思います。

以上です。

○吉成委員長 それでは、中村議員ですか。

○中村委員 タブレット端末導入については賛成でございます。規律等につきましては、議会の中でタブレットを利用するとしても執行部で利用しないというのであれば一方的なものになってしまうという恐れもあるので、私もこの間福島町に行

って勉強させていただいたんですが、やっぱり機種
種の選考とか経費の問題とか、いろいろ研究課題
が多くあると思いますんで、そういったものしっ
かりと研究、精査して、できれば執行部と一緒に
なった利用体制で私は十分間に合うんじゃないか
という気もいたします。

また、個人的なスマホです。さっき委員長が言
いましたように持ち込み禁止といっても委員長の
机に今ありますし、皆さんも全部ポケットにある
ぐらいですから、持って会議室に入っている、議
場にも皆持って入っているということもあるんで、
委員長言いましたようにしっかりと規則を定めて、
これは持って入っちゃだめよと言うと皆持って
いて中には見る方も現実にありますし、私も見て
しまうこともあるんで、そういうところをきちんと
決めて、そういったものを大人の対応というこ
でやっていけるように、すぐにでも決めてやって
いただければと思っておりますので、そういうこ
とでお願いしたいと思えます。

○吉成委員長 では、齋藤委員。

○齋藤委員 うちのほうもタブレット端末の導入に
関しましては早期実現を目指したほうがいのだろ
うという意見なんですけれども、それに関しまし
て、やはり執行部側が合わせるのもやぶさかじゃ
ないというようなところで考えております。

また、今個人的に持っているスマホと、あるい
はPCと、パソコンはまだ使っている方はいませ
んけれども、携帯等は議場内でも既に途中で見て
いる方が結構裏から見るといいます。ということで、
それであればきちっともうここで明確に許可をし
ないと、我々は資料を調べる中でやっているけれ
ども、まだ完全に持ち込みはいいですよというこ
とはないということでありますので、それは確立
をしたほうがいいというふうに思うんですが。傍
聴者から見て、やはり携帯をいじっているという

イメージしかありませんので、それはきちっと
我々の中でもう早急に決めてもいいんじゃないか
など、持ち込んでもいいよというところは決めて
もいいんじゃないかなというふうに思ってますま
まっています。

○吉成委員長 それぞれの会派、そして委員の方々
の見解を今伺いました。

タブレットに関しましては、なるべく早くとい
う意見と、それから執行部側の計画に合わせた導
入と2つの意見が出ていました。それから那須塩
原クラブのほうからはWi-Fiについてはすぐ
にでも、来年度ということ。すぐにでも予算
に要求してということでしょう。来年度にはもう
Wi-Fiの環境整備をしてほしいという要望が、
要望というか意見が出ておりました。

それから、現在我々が利用しているスマホだ
ったり携帯だったり、これらについては明確なルー
ルを設けた中で持ち込み可にしたらどうでしょ
うかという意見が大半だったのかなとそのような気
もいたします。それらの意見を踏襲して今後進め
ていきたいと思うんですが、特に予算を伴うもの
というのは、当然タブレットの導入と、それから
Wi-Fiの環境にしても、これも200万からの
予算は伴うわけです。それを、じゃ、やりましょ
うと、タブレットについてはすぐにというご意見
のところは2つの会派だったわけなんですけれど、
多くの会派が執行部と一緒にいいんじゃないか
というご意見でした。

そういった中から見ると、Wi-Fiの環境整
備については、それぞれの会派ちょっと明確に意
見がなかったんですが、どんなご意見ですか。

中村委員。

○中村委員 私も早急に要望しておきたい、こう思
っております。

○吉成委員長 はい。実は、我々もWi-Fiの環

境は整備したほうがいだろうということで意見はまとまっています。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 オブザーバー、ちょっと待ってください。その前に、ほかどうですか。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 実際に話がここでまとまったとした場合には、予算要求というのは、この先また会派代表者会議の中で話が出てくると思うんですが、期限ができれば9月いっぱいというような話もございましたので、意見がまとまるのであればまとめていきたいと思うんですが、ほかどうですか。Wi-Fi環境整備については今後予算要求してはどうかという話が出てきています。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 じゃ、オブザーバー副議長、どうぞ。

○山本副議長 今聞いていて思ったんですけども、議場にそのパソコンなりスマホなりタブレットを持っていいというのは、かなりの方が自分のものを、意見出ているので、それを許可するのであれば、当然Wi-Fiが通っていないと非常に使いづらいものになると思いますし、200万を要求することが大きい小さいかというのは考え方によるんですが、この先まであと3年、4年ここ使うということで、31年にはもう確実に200万使って整備をしなければいけないものなので、やはりそこところは1年前倒しで要求をして、タブレットが導入されるときには皆さんが堂々と議場で資料を見られるような形にしたほうが議会としての改革としては進むのではないかと思います。

以上です。

○吉成委員長 今、オブザーバーの副議長からそういうご意見が出ました。

例えばこのスマホを持っていて、モバイルのものであればテザリング使えば自分のほうのつなぐ

ことは可能ですけれども、当然Wi-Fiが環境整備されていればそういう必要もなく使えるということもありますよね。

どうですか。

皆さんのご意見を集約して、Wi-Fiについてはもう今回予算要求しようということであれば、議会運営委員会として予算要求、この後来年度の予算については改めて皆さんにお諮りをしますが、予算要求していきたいということによろしいですか、皆さん。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 反対ないですね。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 これ、なるべく全会一致で進めていきたいと思いますので。

それでは、Wi-Fi整備については、議会運営委員会として来年度予算に要求をしていくことにさせていただきます。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 あと、すみません、先ほど那須塩原クラブ相馬副委員長のほうから1つ提案があった、現在でも皆さんの了解得られればすぐ導入可能な電子採決の件なんですけど、当然今の機器の中で整備はされているわけです。当初これに対しては時期尚早と言ったのか明確に覚えていないんですが、あの際にはまだいいですよということと……

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 わかりました、今副委員長から教えていただきました。

あの際の、導入しないという結論に達した一番の理由は、傍聴している方々がやはり起立採決じゃないと賛否がわかりにくいということで、あの際には電子採決は導入しなかったということでありました。ただ、先ほどの提案であれば、電子採決を行ってなおかつ立てば、起立採決も導入して

両方を行えばそれでいいんじゃないかということですね。これはすぐにでもできることですので、何か問題ありますか、事務局として。

課長。

○増田議事課長 特にございません。

委員の皆様、あと議員の皆様がご決定いただければ12月の定例会からでもすぐにこれにすることは可能でございます。

○吉成委員長 じゃ、今後本当に、先ほど来あるように、さまざまなこのタブレットでも何でもそうですけれども、そういったICT関係の、昔ICT革命って言われましたけれども、これをどんどん導入していくということであれば、電子採決ぐらいはなれていこう、恥ずかしいなんて気もしますし、せっかくその機能もあるということですので、併用でやるということ導入することによってよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい。そのような形で、この議会運営委員会としては決定を見ましたので、今後この方向で全体のほうを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

齋藤委員。

○齋藤委員 先ほどWi-Fiのほう早急に予算要求をしようということで決定をいたして賛成でありますけれども、それであればそのスマホ等を使う許可というものを明文化して、Wi-Fiを何でもこうするんだというところで、やっぱりそういうものが使用できるようにするという、もう決定していかないとまずいんじゃないかと思うんですけれども。

○吉成委員長 現在の状況を見て委員会でもそうですし、それから本会議場もそうですけれども、実際に持ち込んでいると。そうであればルール決めをします。ルール決めをして、Wi-FiはWi

i-Fiとして整備はする。それはそれでいいんだと思うんです。持ち込みはされているんで、されているんで明確なルール決めをしましょうということで、これも当然だと思ったんですが、今後決めていくということよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか、ルール決めをするということ。

〔「はい」「当然です」「現時点では持ち込み禁止だもんね。それが緩くなっているから至急やったほうがいい」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい、わかりました。

一応案は既につくってはありますけれども、きょうは示す段階にありませんので、また次回皆さんにお示しをして協議をいただいて、決定の方向で進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、(3)番については以上でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、続きまして(4)の議会基本条例の検証について室井主査のほうから説明お願ひします。

どうぞ。

○室井書記 (議会基本条例の検証について説明。)

○吉成委員長 ありがとうございます。

今、我々議会にとっては最も大切な条例であります議会基本条例、これも制定から5年が過ぎて、多くの議会で検証作業というのはやはり5年たてばやっているわけです。本議会においては既に11条、それから一部文書質問等は省いたという経緯がありますので、部分的には見直しは実はしたところはあるんですが、全部を検証してきてはいま

せん。その全部検証するというのが今回が初めてということで、事務局と私のほうでも案は出させていただいて最終的にはこのような形で今後議会基本条例の検証してまいりますということでもとめてみました。

今ざっと説明した中で、皆さんのほうから何か質問ございましたらお願いします。

[発言する人なし]

○吉成委員長 幾つかの議会を参考にしながら今回このような形にしていますので、似たような検証の仕方は他の議会においてもやられているということはご理解いただければと思います。

[発言する人なし]

○吉成委員長 それでは、今後このような検証作業を進めていくということでよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 ありがとうございます。

それでは、今後このような形で進めさせていただきます。

それでは、(5)のその他に移りたいと思います。

皆さんのお手元に予算要求書というのがいっていると思います。先ほど、W i - F i の環境整備については来年度予算に要求するというので決定を見ておりますので、この項目以外に入ってくると思いますが、まずはこの全体項目について課長のほうからざっと説明していただければよろしいですか。

課長。

○増田議事課長 (議会運営委員会に係る平成30年度予算要求について説明。)

○吉成委員長 ありがとうございます。

通常の議会運営にかかわる予算要求ということで費用弁償、普通旅費入れて、その他の委託料ということで掲載をしてありますが、そのほかに先ほど決定を見ました、実際に議会費として予算要

求する際には工事費だろうと。工事費としてW i - F i 環境の整備ということで大まかにやってくと。ただ、課長の説明にあったように議会費じゃなくて執行部側の財政であったり企画であったりが、じゃ、整備しましょうということになればその部分は当然執行部側にかわるということになると思います。

それと、その他の委託料の中に追加として、これ委託料なんだろうと思うんですけども、第三者機関による議会基本条例の評価という項目が1つ入って、ただこれは、今幾らというのはいわかりませんよね。

課長、わかりますか。

課長。

○増田議事課長 実はきのう、おとといあたり補佐のほうでいろんな方面当たっていただいたんですが、今現在はわかっておりませんので、金額については事務局のほうに一任いただければ幸いですというふうに感じております。

○吉成委員長 ありがとうございます。

予算要求についてはこのような形で今課長のほうから明確に説明いただいておりますので、今後特にW i - F i 環境の整備に関しましては、議会なのか、それとも執行部側なのか、ここは明確に協議をしていただければ決定を見ていただきたいと思いますので、そのようなことで進めていきたいと思っております。

皆さんのほうからご意見ございますか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 実際に、執行側との協議が事務局のほうであるということですので、じゃ、今局長のほうのアドバイスいただいたんですが、特にW i - F i に関してはすぐにも進めないで予算要求なかなか難しいという部分もあると思っておりますので、それはやっていただいて、最終的には11月ぐらい

がめどで予算要求するということですので、次回の議運の中では、あらあらはそれは皆さんにあらわせるということでもいいんですね。じゃ、そのような形にさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

じゃ、(5)のその他についてはよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎その他

○吉成委員長　じゃ、大きなその他の4について、これは事務局のほうから1点ございますので、課長をお願いします。

課長。

○増田議事課長　（傍聴人の注意事項の変更について説明。）

○吉成委員長　（議会運営委員会研修会の執行部の傍聴について。）

○相馬副委員長　（議場モニターの追加設置の要望について。）

◇

◎閉会の宣告

○吉成委員長　それでは、長時間にわたっての議論を皆さんにいただきました。ありがとうございました。

以上をもちまして議会運営委員会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会　午後16時01分